

- ②多数の人数が出入りする公共施設や駅の爆破
- ③爆破による放射能の拡散、サリン散布等
- ④航空機等による自爆テロ

第2編 平素からの備えや予防

組織・体制の整備

○武力攻撃が発生した場合に迅速な対応が取れるよう、消防署安平支署などと連携して休日・夜間等における連絡体制を確保します。



○武力攻撃の対応に係る町の参集体制を整備し、職員の参集基準を定めます。
○住民への情報伝達手段である防災行政無線の整備に努めます。

○国、北海道、近隣市町などの関係機関と連携し、国民保護措置の訓練について検討します。

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

○避難や救援を迅速に行うことができるよう道路網や避



難施設のリストなどの基礎的資料を準備します。

○複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成します。その際、要援護者の避難方法などに配慮します。

○町内にある浄水施設やダムなど、その安全を確保しなければ住民生活に支障を及ぼすような施設を把握し、町の管理に係る施設の安全確保の実施のあり方について定めます。

物資及び資材の備蓄、整備

○基本的には、防災のために備えた物資や資材などの備蓄と、国民保護措置のための備蓄を兼ね、武力攻撃事態などにおいて特に必要となる物資や資材などについては、北海

道と連携しつつ対応します。

国民保護に関する啓発

○武力攻撃災害による被害を最小化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、適切に行動する必要があるため、様々な媒体を活用し普及・啓発を図ります。

第3編 武力攻撃事態等への対処

町国民保護対策本部の設置等

○町長は、多数の人を殺傷する行為等の発生を把握した場合は、速やかに緊急事態連絡室を設置します。

○国や知事を通じて指定の通知を受けた場合、町国民保護



対策本部を設置し、住民の避難や救援などの国民保護措置を総合的に推進します。

○町長は、被災現地における国民保護措置の確かつ迅速な実施や関係機関との連絡調整のため必要があると認めるときは、町現地対策本部を設置します。

○町長は、被災現地に到着した北海道、道警察、消防機関などの関係機関との情報共有や活動調整を円滑に行うため必要があると認めるときは、現地調整所を設置します。

